

令和8年4月1日施行
業務委託の最低制限価格・調査基準価格の算出方法の改正について

田辺市総務部契約課

田辺市では、令和8年4月1日から、業務委託の最低制限価格及び調査基準価格の算出方法を改正します。併せて、「田辺市測量設計等委託業務の入札に係る落札者決定要領」（以下、「要領」という。）を改訂し、失格判定型低入札価格調査制度における失格判定基準の一部を改正しました。詳細は、要領をご確認ください。

記

1 最低制限価格及び調査基準価格の算出方法の改正

(1) 対象

設計書による予定価格が算出されている委託業務等のうち、下表に示す種別の業務

(2) 変更点

従来、最低制限価格及び調査基準価格は、「予定価格の70%」と設定していましたが、今後は、国土交通省が示した割合に基づく計算方法により算出します。詳細は、下記の計算方法、並びに、最低制限価格の算出方法は要領の3頁、調査基準価格の算出方法は要領の4頁をご確認ください。

種別	最低制限価格・調査基準価格の計算方法	範囲 (上限～下限)
測量業務	直接測量費×100%+測量調査費×100%+諸経費×50%	10分の8.2～10分の6
土木関係建設 コンサルタント	直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90% +一般管理費等×50%	10分の8～10分の6
建築関係建設 コンサルタント	直接人件費×100%+特別経費×100%+技術料等経費×60% +諸経費×60%	10分の8～10分の6
補償関係 コンサルタント	直接人件費×100%+直接経費×100%+その他原価×90% +一般管理費等×50%	10分の8～10分の6
地質調査	直接人件費×100%+間接調査費×90%+解析等調査業務費×80% +諸経費×50%	10分の8.5～3分の2
地籍調査	直接経費×100%+諸経費×50%	10分の8.2～10分の6

2 失格判定型低入札価格調査制度の失格判定基準の改正

要領の9頁をご確認ください。

※様式は、契約課ホームページの「各種様式ダウンロード」に掲載します。

3 お問合せ先

田辺市役所総務部契約課契約係 TEL0739-26-9964

以上